

生活道路拡幅整備推進事業に係る助成金一覧

【用地寄附に伴う支障物件の撤去等に係る助成金】

支障物件	工事の種別	内 容		単 位	金 額
門、塀等	撤去費	拡幅用地等にある門、塀等を除却する費用 (H≧0.50mで適用)		1 m当たり	8, 6 0 0円
					基礎部分を含まない場合は 1, 9 0 0円
	移設費	拡幅用地等にある門、塀等を当該拡幅用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用 (H≧0.50mで適用)	従前の門、塀等を再使用する場合	1 m当たり	5, 0 0 0円
			新たな門、塀等を設置する場合	1 m当たり	1 5, 2 0 0円 基礎部分を含まない場合は 3, 5 0 0円
柵	撤去費	拡幅用地等にある柵を除却する費用		1 m当たり	1, 4 0 0円
					基礎部分を含まない場合は 8 0 0円
	移設費	拡幅用地等にある柵を当該拡幅用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用	従前の柵を再使用する場合	1 m当たり	3, 9 0 0円
			新たな柵を設置する場合	1 m当たり	7, 1 0 0円 基礎部分を含まない場合は 4, 9 0 0円
樹木	撤去費	拡幅用地等にある樹木を除却する費用		低木1本当たり	6 0 0円
				中木1本当たり	1, 4 0 0円
				高木1本当たり	1 3, 1 0 0円
	移植費	拡幅用地等にある樹木を拡幅用地等と一体で利用していた敷地の一部に移植する費用		低木1本当たり	8 0 0円
				中木1本当たり	1, 7 0 0円
				高木1本当たり	1 5, 5 0 0円
擁壁	撤去費	拡幅用地等にある擁壁を撤去する費用 ※C Bは擁壁の単価を適用しない。 (「門、塀等」の単価を適用する。)	高さ 0.5m以上 1.0m未満	1 m当たり	4, 7 0 0円
			高さ 1.0m以上 1.5m未満	1 m当たり	1 1, 4 0 0円
			高さ 1.5m以上	1 m当たり	1 4, 1 0 0円
	移設費	拡幅用地等にある擁壁を拡幅用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用(従前の擁壁を再使用できず、新たな擁壁を設置する場合を含む。) ※C Bは擁壁の単価を適用しない。 (「門、塀等」の単価を適用する。)	高さ 0.5m以上 1.0m未満	1 m当たり	1 1, 0 0 0円
			高さ 1.0m以上 1.5m未満	1 m当たり	2 6, 7 0 0円
			高さ 1.5m以上	1 m当たり	3 8, 6 0 0円
下水道管	移設費	拡幅用地等にある下水道管を拡幅整備に支障のない位置(深さ800mm)に移設する費用		1 m当たり	8, 9 0 0円
公共汚水樹	移設費	拡幅用地等にある公共汚水樹を拡幅用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用		1 箇所	1 4, 9 0 0円
水道管	移設費	拡幅用地等にある水道管を拡幅整備に支障のない位置(深さ800mm)に移設する費用		1 m当たり	3, 4 0 0円
量水器	移設費	拡幅用地等にある量水器を拡幅用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用		1 箇所	2 3, 0 0 0円
ガス管	移設費	拡幅用地等にあるガス管を拡幅整備に支障のない位置(深さ800mm)に移設する費用		1 m当たり	3, 7 0 0円

【自主管理における拡幅整備に係る助成金】

工事の種別	内 容	単 位	金 額
舗装工事費	拡幅用地等における舗装工事費用	1 m ² 当たり	2, 7 0 0円
縁石設置費	敷地と拡幅用地等との境界に沿って当該敷地の一部に縁石を設置する費用	1 m当たり	3, 2 0 0円

- 「低木」とは、樹高0.5m以上1.0m未満の樹木をいう。
- 「中木」とは、樹高1.0m以上の樹木をいう。
- 「高木」とは、地上1.2mの位置で測定する幹周が15cm以上の樹木をいう。

※ 助成金は、1 建築主等につき2, 0 0 0, 0 0 0円を限度とする。